

関市環境基本計画

第三次見直し



平成 31 年 3 月
関 市

見直しの経緯

2023 年度までの 20 年計画として、平成 16（2004）年 3 月に策定された本計画は、地球環境をめぐる世界的な動きの変化やそれに合わせた国内での法改正など様々な社会的動向に対応するため、平成 19（2007）年 3 月に第一次見直し、平成 26（2014）年 3 月に第二次見直しを行いました。

今回は、第二次見直し以降 5 年が経過することを受け、第三次となる計画の見直しを行うものです。計画の最終 5 年にあたる今回の見直しでは、環境の将来像や基本目標については従来のもを踏襲しながら、これまでの取り組みの進捗評価や見直しを行い、計画の目標実現に向けてさらなるまちの環境施策の推進を図ります。

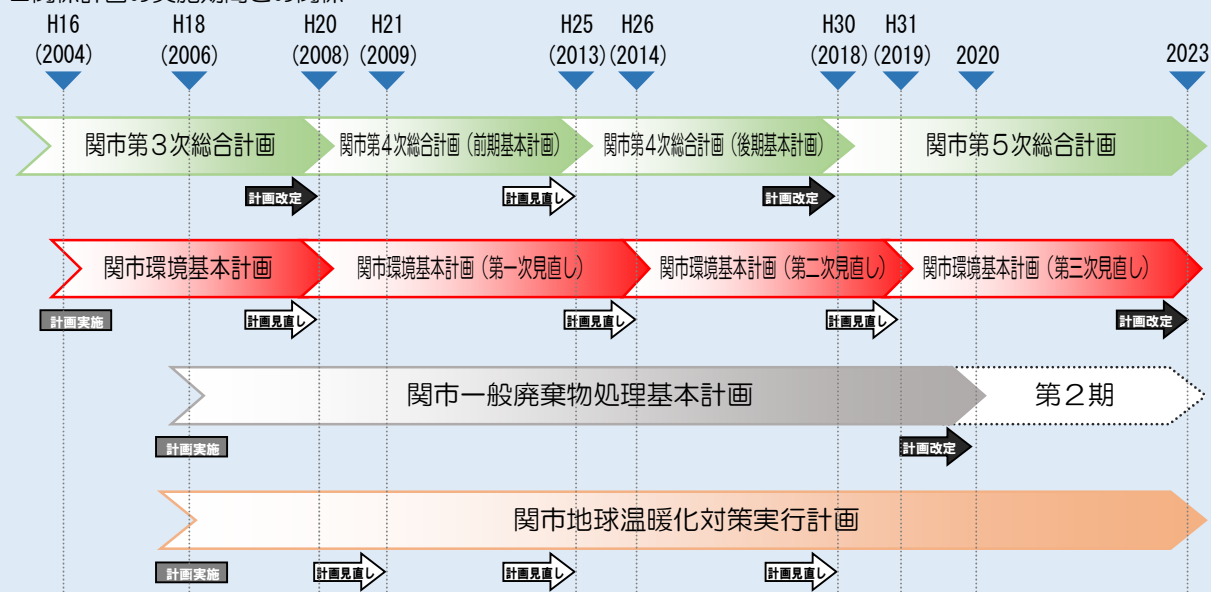
計画の役割

本計画は、条例の理念を具現化するために、上位計画である国や県の環境基本計画や関市第 5 次総合計画等との整合を図り、本市の諸計画や事業に関する環境保全の指針としての役割を果たします。

計画の期間

社会的動向に対応するため、5 年ごとを基本として見直しを行います。

■ 関係計画の実施期間との関係



将来像

本計画の推進により目標年次（2023 年）に実現されている関市の環境の姿として、

自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき
～みんなで力をあわせてつくります～

を掲げます。

基本目標

基本目標Ⅰ いつまでも安心して暮らせる快適なまち

快適環境
(創るもの)

公害のない安心して暮らせる生活環境、歴史的資源、山地・河川・田園風景を生かした良好な景観、まち並みの美観など、快適な暮らしの基盤を創り出し、維持していきます。

【施策の方針】

- 1 公害のない生活環境の創出
- 2 良好な景観の保全及び創出
- 3 潤いのある生活環境の保全及び創出

基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

自然環境
(守るもの)

自然の保全に積極的に働きかけ、本市本来の生き物が息づく、関市らしい自然との共生関係を築いていきます。

【施策の方針】

- 1 生物の多様性の確保
- 2 自然環境の保全

基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち

健全な物質の循環
(活かすもの)

これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに再生可能なエネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築きます。

【施策の方針】

- 1 廃棄物の発生抑制
- 2 廃棄物の適正な処理
- 3 廃棄物の再利用
- 4 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー活用の推進
- 5 地球環境の保全の推進

基本目標Ⅳ 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

人づくり
(育てるもの)

環境に関する正確な知識を身に付け、それぞれの立場に応じた公平な役割分担を図りながら、相互に協力、連携し、長期的視野に立って総合的かつ積極的に環境保全のための取り組みを進め、一人ひとりが環境を通じたまちづくりに取り組みます。

【施策の方針】

- 1 環境教育の推進
- 2 市民・団体・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進
- 3 情報の効果的な発信

施策体系

環境の将来像と基本目標を達成するために、施策の方針に基づいて基本的施策を次のように体系づけ、施策を展開します。

【環境の将来像】		自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき ～みんなで力をあわせてつくります～	
【基本目標】	【施策の方針】	【基本的施策】	
Ⅰ いつまでも安心して暮らせる快適なまち	1. 公害のない生活環境の創出	1.1 水質保全対策の推進	
		1.2 交通公害対策の推進	
		1.3 事業活動による公害対策の推進	
Ⅱ 自然と共生するまち	2. 良好な景観の保全及び創出	1.4 環境調査の継続・充実	
		2.1 歴史的資源の活用	
		2.2 森林・里山・田園景観の保全	
Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち	3. 潤いのある生活環境の保全及び創出	2.3 水辺景観の保全及び創出	
		2.4 魅力的なまち並みづくり	重点
		3.1 緑あふれるまちづくり	重点
Ⅳ 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち		3.2 清潔なまち並みづくり	重点
	1. 生物の多様性の確保	1.1 身近な生物の保全	重点
		1.2 貴重な野生生物の保護	重点
		1.3 鳥獣害への対応	
	2. 自然環境の保全	2.1 河川環境の保全	
		2.2 森林の保全	
		2.3 農地の保全	
		2.4 自然とのふれあいづくり	
		2.5 水循環の保全	
	1. 廃棄物の発生抑制	1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用	
		1.2 ごみ収集制度の見直し	
		1.3 ごみを出さない生活習慣の推進	
	2. 廃棄物の適正な処理	1.4 ごみを出さない事業活動の推進	
		2.1 不法投棄・不適正な処理の防止	
		2.2 適正処理の推進	
	3. 廃棄物の再利用	3.1 分別・回収の徹底	
		3.2 再生資源の活用	重点
	4. 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー活用の推進	4.1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進	
		4.2 再生可能エネルギーの活用	重点
		4.3 地産地消の推進	
	5. 地球環境の保全の推進	5.1 地球温暖化対策の推進	重点
		5.2 化学物質による地球環境汚染対策の推進	
	1. 環境教育の推進	1.1 学校における環境教育の推進	重点
		1.2 社会における環境教育の推進	重点
	2. 市民・団体・事業者・行政が一体となった環境保全活動の推進	2.1 地域活動の活性化	重点
		2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立	
	3. 情報の効果的な発信	3.1 幅広い情報の提供	
		3.2 多様な手法による情報の提供	
		3.3 市民情報交流の支援	

重点 …重点施策に関連する基本的施策

平成 31（2019）～2023 年度の重点施策と目標指標

平成 31（2019）～2023 年度の重点施策と目標指標については、最終値達成に向けて今後 5 年間に於いて特に重点的に取り組むべき施策を取り上げ、その具体的な目標指標を設定しました。

重点施策 1	きれいなまちづくりへの取り組み ～景観美化関連～	
計画の 位置づけ	基本目標 1	いつまでも安心して暮らせる快適なまち
	基本的施策 2.4	魅力的なまち並みづくり
	基本的施策 3.2	清潔なまち並みづくり

まちをきれいにし、環境保全、景観づくりに取り組むことで、市外からの来訪者、観光客にも喜ばれる自然豊かできれいなまちづくりを目指します。

指標項目	現状値 (2017 年度)	中間値 (2021 年度)	最終目標値 (2023 年度)
ごみゼロ運動自治会参加率	48.7%	70.0%	80.0%
景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	81.3%	81.8%	82.0%
環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	89.6%	90.8%	91.3%

重点施策 2	生物多様性の確保への取り組み ～自然共生関連～	
計画の 位置づけ	基本目標 2	自然と共生するまち
	基本的施策 1.1	身近な生き物の保全
	基本的施策 1.2	貴重な野生生物の保護

市民の理解を深めるため、さまざまな機会を通じて生物多様性について周知啓発するとともに、生物との共生を目指し、調査・研究の推進や共生を実感できる場を創ります。

指標項目	現状値 (2017 年度)	中間値 (2021 年度)	最終目標値 (2023 年度)
環境保全林の間伐実施面積	50.7ha/年	60.0ha/年	70.0ha/年
生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査)	19.9% (H25)	— 調査予定なし	50.0%
カワゲラウォッチング参加校数	11 校	15 校	17 校

重点施策3 循環型社会に向けた3Rの推進 ～エネルギー関連～		
計画の位置づけ	基本目標3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 3.2	再生資源の活用
	基本的施策 4.2	再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーの利用促進など、エネルギーのあり方が問われる中、今後さらに、資源の無駄を無くすとともに、一層の資源の有効活用に努めていきます。

指標項目	現状値 (2017 年度)	中間値 (2021 年度)	最終目標値 (2023 年度)
バイオマス活用施設数（事業系）	7 施設	9 施設	11 施設
資源ごみのリサイクル率	17.4%	22.4%	24.4%
1 人 1 日当たりのごみの排出量	936g	883g	863g
循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	84.4%	86.8%	88.0%

重点施策4 温室効果ガス削減への取り組み ～地球温暖化関連～		
計画の位置づけ	基本目標3	資源を無駄なく使う持続可能なまち
	基本的施策 5.1	地球温暖化対策の推進

本市ではこれまでの ISO14001 認証から独自のマネジメントシステムに移行し、市を代表する事業者の 1 つとして新たな温室効果ガスの削減目標を目指します。また、市民や市内の事業者に対し、温室効果ガス削減に向けた周知啓発など、今後も引き続き、取り組みの推進を図ります。

指標項目	現状値 (2017 年度)	中間値 (2021 年度)	最終目標値 (2023 年度)
公共施設における温室効果ガスの排出量	21,003 t -CO ₂	19,255 t -CO ₂	18,380 t -CO ₂
公用車における環境にやさしい車の導入率	67.2%	75.3%	79.3%
公共交通の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	61.6%	68.5%	72.1%

重点施策5	次代につなげるための環境教育 ～環境教育関連～	
計画の 位置づけ	基本目標4	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち
	基本的施策 1.1	学校における環境教育の推進
	基本的施策 1.2	社会における環境教育の推進
	基本的施策 2.1	地域活動の活性化

より多くの市民に環境への意識を高めるため、地域に即した環境教育に力を入れていきます。幼い頃から環境への関心を高め、環境美化や保全を意識した行動に結びつけるとともに、社会における環境教育の充実を図ります。

指標項目	現状値 (2017 年度)	中間値 (2021 年度)	最終目標値 (2023 年度)
カワゲラウォッチング参加校数 (再掲)	11 校	15 校	17 校
環境フェアへの参加団体数	28 団体	32 団体	34 団体
市民向け環境講座の開催回数	4 回	5 回	6 回

推進体制

本計画が市民・団体・事業者・市の各主体に浸透し、継続的な改善を繰り返しながら「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」の実現に至るよう、以下の2点を軸に計画を推進します。

推進体制の構築と維持

市民・団体・事業者・市の各主体が互いの情報や意見を交換し、各施策をそれぞれの役割を果たしながら協働して推進していく体制の整備と、連携のもとに推進していきます。

計画の進行管理

進行管理は環境審議会の意見助言を受けつつ、関市環境政策推進委員会において行うものとし、環境マネジメントシステムのもと、「P（計画）D（実施）C（点検・評価）A（改善・見直し）」サイクルを基本として進行管理を行います。

主体別環境配慮指針

環境基本計画を推進する主体は、市民・団体・事業者・市です。それぞれの役割は、関市環境基本条例の第4条から第6条により規定されています。

- 市 民：自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- 団 体：地域活動の一環として、環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- 事業者：事業活動に伴う環境への負荷の低減など、自ら環境の保全及び創出に努めるとともに、市の施策に協力する
- 市：環境の保全及び創出を図るための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する

市民・事業者が、それぞれの役割に基づいて環境の将来像と環境目標を達成するために、必要な環境の保全及び創出に関する日常的な配慮を主体別配慮指針に示しています。なお市は、市内でも最大の事業者のひとつであることから、他の事業者と同様に事業者の配慮指針を日常的な業務の中で取り組んでいきます。

関市民である私は・・・ たとえば、

- いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、ポイ捨て・不法投棄は絶対にしません。また、ごみゼロ運動などの美化活動に積極的に参加・協力します。
- 自然と共生するまちをつくるために、在来種、外来種に限らず生き物を安易に自然へ放しません。
- 資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実行します。
- 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、市民が主体であるとの自覚を持ち、積極的に行動します。

事業者はみんなで・・・ たとえば、

- いつまでも安心して暮らせる快適なまちをつくるために、相乗りや事前の道順の確認、ノーカーデーの設定、省エネ運転の徹底などにより、自動車利用の無駄を減らします。
- 自然と共生するまちをつくるために、河川の清掃活動や管理活動に参加・協力します。
- 資源を無駄なく使う持続可能なまちをつくるために、事業所間で協力して、廃棄物活用の経路を確保します。
- 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまちをつくるために、環境に配慮した取り組みに関心を持ち、積極的に導入するとともに、団体・事業者・市と連携して環境教育に取り組みます。

関市環境基本計画（第三次見直し）

発 行：関市
編 集：関市 市民環境部 環境課
住 所：〒501-3894
岐阜県関市若草通3丁目1番地
TEL 0575-22-3131（代表）
FAX 0575-23-7750
発行年月：平成31年3月



※関市環境基本計画（第三次見直し）の本編は、市役所、図書館または市のホームページでご覧になれます。
※この印刷物は環境に配慮したインクを使用しています。